

掛川市規則第26号

掛川市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年9月29日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成17年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の5条を加える。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第3条の2 条例第8条の2第6項の規定による応募（以下「応募」という。）は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（様式第3号の2）により行うものとする。

2 応募の取下げは、早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（様式第3号の3）により行うものとする。

第3条の3 条例第8条の2第9項の規定による決定に係る書面による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 条例第8条の2第8項の規定による認定（以下「認定」という。）をする旨の決定 様式第3号の4

(2) 認定をしない旨の決定 様式第3号の5

第3条の4 条例第8条の2第10項の規定による通知（以下「第10項通知」という。）は、退職すべき期日の決定通知書（様式第3号の6）により行うものとする。ただし、前条第1号の通知と併せて行うときは、第10項通知を省略することができる。

第3条の5 条例第8条の2第11項の規定による同意に係る書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 退職すべき期日を繰り上げるとき 様式第3号の7

(2) 退職すべき期日を繰り下げるとき 様式第3号の8

第3条の6 条例第8条の2第12項の規定による通知は、退職すべき期日の変更通知書（様式第3号の9）により行うものとする。

様式第3号の次に次の8様式を加える。

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者

掛川市職員の退職手当に関する条例第8条の2第6項の規定により、早期退職希望者の募集に応募をします。

1 応募をする早期退職希望者の募集について	
募集の期間	年 月 日から 年 月 日まで
退職すべき 期日又は期間	
備 考	

（注） 「募集の期間」及び「退職すべき期日又は期間」は、「募集実施要項」に記載されている期日・期間を記入すること。

2 応募申請者について			
ふりがな		所 属	
氏 名		職 名	
表級号給	給料表	級 号給	
生年月日	年 月 日	年 齢	歳

（注） 年 月 日現在で記入すること。

（市記入欄）

受理年月日	年 月 日	受理番号	
-------	-------	------	--

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者

掛川市職員の退職手当に関する条例第8条の2第6項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請をする早期退職希望者の募集について			
募集期間	年 月 日から		年 月 日まで
退職すべき 期日又は期間			
2 取下げ申請者について			
ふりがな		所 属	
氏 名		職 名	
3 認定について			
認定通知書に記載された 認 定 年 月 日	年 月 日		
退職すべき期日又は期間			

（注） 「3 認定について」欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。
また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

（市記入欄）

受理年月日	年 月 日
応募申請書 の受理番号	

認 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募について、掛川市職員の退職手当に関する条例第8条の2第8項及び第9項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

1 退職すべき期日又は期間
2 備考

(注) 「1 退職すべき期日又は期間」欄は、募集実施要項に退職すべき期日を記載した場合にあっては当該期日を、退職すべき期間を記載した場合にあっては当該期間内の期間又は期日を記入すること。

不 認 定 通 知 書

第 号

年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募について、掛川市職員の退職手当に関する条例第8条の2第8項及び第9項の規定により、認定をしないこととしたので、通知します。

不認定の理由

様式第3号の6（第3条の4関係）

退職すべき期日の決定通知書

第 号

年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

掛川市職員の退職手当に関する条例第8条の2第10項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

退職すべき期日 年 月 日

退職すべき期日の繰上げ同意書

年 月 日

掛川市長 様

申請者

掛川市職員の退職手当に関する条例第8条の2第11項の規定により、次の退職すべき期日を繰り上げることに同意します。

既に通知した退職すべき期日	年 月 日
認 定 年 月 日	年 月 日

(注) 「認定年月日」は、認定通知書（様式第3号の4）に記載されている認定年月日を記入すること。

退職すべき期日の繰下げ同意書

年 月 日

（あて先）掛川市長

申請者

掛川市職員の退職手当に関する条例第8条の2第11項の規定により、次の退職すべき期日を繰り下げることにご同意します。

既に通知した退職すべき期日	年 月 日
認 定 年 月 日	年 月 日

（注）「認定年月日」は、認定通知書（様式第3号の4）に記載されている認定年月日を記入すること。

退職すべき期日の変更通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

掛川市職員の退職手当に関する条例第8条の2第12項の規定により、次のとおり変更することとしたので、通知します。

退職すべき期日	変更前	年 月 日
	変更後	年 月 日
変更同意日		年 月 日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。